

川崎市物価安定対策事業民間調査員設置要領

(設置目的)

第1条 この要領は、川崎市の物価安定対策事業の一環として、生活関連物資の価格動向等を監視調査することにより、生活関連物資の価格及び需給の安定に資するため、民間調査員（以下「調査員」という。）の設置について必要な事項を定める。

(職務)

第2条 調査員は、次の職務を行う。

- (1) 市が実施する生活関連物資の小売価格及び需給の動向に関する調査
- (2) 生活関連物資に関する情報等の提供
- (3) 本市が開催する研修会等への参加
- (4) その他、本市が必要と認める調査等への協力

(募集・資格)

第3条 調査員は次の各号に掲げる資格を有する者で、消費生活に関する調査研究を行い、かつ消費者問題に積極的に取り組んでいる消費者団体が推薦する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 20歳以上、70歳未満の者であること。
- (3) 物価問題等に関心を有する者であること。
- (4) 当該年度に国、県、市等の消費生活に関連のあるモニター等に応募していない者であること。

(任期・定数)

第4条 調査員の任期及び定数は、必要に応じてその都度定める。

(委嘱)

第5条 調査員は原則として、消費者団体の推薦する者の中から選考し、市長が委嘱する。

(委嘱の取消し)

第6条 調査員は次に該当したときは、委嘱を取消すものとする。

- (1) 市民でなくなったとき
- (2) 辞退を申し出たとき
- (3) 職務の遂行ができなくなったとき
- (4) その他市長が必要と認めるとき

(謝礼)

第7条 調査員の謝礼は、予算の範囲において支給する。

ただし、第2条に規定する職務の遂行がなかったときは、減額できるものとする。

(その他)

第8条 その他この要領の施行について必要な事項は、経済労働局長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。